

2024年度 神戸市就学援助 新規申請 受付のお知らせ

神戸市では、学用品や給食などの費用にお困りのご家庭への援助を行っています。
援助をご希望の方は、このお知らせをご一読いただき、神戸市教育委員会まで必要書類を提出してください。

昨年度、神戸市就学援助を受けており、
継続申請書にて「申請する」で提出済の方は、
あらためて提出いただく必要はありません。

継続申請書の提出状況は
「提出状況確認用番号」で
こちらから確認できます。

神戸市 就学援助 検索

就学援助のご案内
(神戸市ホームページ)



1 就学援助の対象となる方

- ▶ 神戸市在住で、小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程)に在籍しているお子様の保護者のうち、以下のいずれかの要件に該当する方

(特別支援学校在籍や児童養護施設等入所の場合は対象外)

(1)生活保護を受けている。

(2)児童扶養手当^{*1}を受けている。

^{*1} ひとり親家庭の母や父に支給される手当で、児童手当や特別児童扶養手当とは違います。

(3)家族全員の前年^{*2}の総所得^{*3}の合計が基準額以下である。

^{*2} 「前年」は 2023 年1月1日～12月31日の期間です。

^{*3} 「所得」は収入から必要経費を引いた金額のことです。所得証明書の見方は7ページを参考にしてください。



(4)上記にあてはまらないが失業などの経済的な事情により、2024年の所得が基準を下回る見込みである。

基準額(家族全員の総所得合計額)	
2人世帯	176万1千円
3人世帯	223万4千円
4人世帯	266万4千円
5人世帯	304万8千円
6人世帯	361万7千円
7人世帯	412万3千円
8人以上世帯	1人増えるごとに 45万5千円を加える

【給与所得・年金所得の場合】

税制改正の影響を考慮し、総所得額より最大 10 万円を控除します。

【特別控除がある場合】

下表の税申告をしている場合は、総所得からそれぞれの額を控除します。税申告していないが特別控除を希望する場合は、それを確認できる書類(ひとり親家庭等医療費受給者証の写し、障害者手帳の写しなど)が必要です。

特別控除	総所得金額からの控除額
寡婦・ひとり親控除	27万円
特別障害者控除	40万円
普通障害者控除	27万円
医療費控除	医療費控除額

2 申請書類の提出

- ▶ 必要書類 ご家庭の状況により異なります。詳しくは **6 ページをご覧ください。**
- ▶ 提出先 **神戸市教育委員会事務局学校経営支援課 学事計画係**
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4 階
- ▶ 提出期限 **2024 年 5 月 20 日(月)消印有効**

提出期限を過ぎた場合でも申請できます。ただし、援助費は年間予定額より少なくなる場合があります。最終受付は 2025 年 2 月 7 日(金)です。

3 審査結果の通知

- ▶ 7 月以降に教育委員会から通知書を郵送します。
- ▶ 書類の不足や記入漏れにより審査ができなかった場合も、7 月以降に教育委員会から必要書類提出のお願いを郵送します。

4 援助の内容

- ▶ 援助が認定された方には、年数回に分けて申請書に記載の口座に援助費を支給します。
- ▶ お子様の学年や、生活保護の受給有無によって支給額は異なります。詳しい援助内容については右のページをご覧ください。
- ▶ ご希望があれば、援助費を学校長の口座に振り込むこともできます。ご希望の方は学校へご相談ください。

学校徴収金の滞納がある場合は、援助費の支給先を学校長口座に切り替えることがあります。

5 申請に関する注意点

- ▶ 審査結果等について郵便で通知書を送付します。申請以降に住所が変わった場合は、必ず「変更届」を教育委員会事務局学校経営支援課に提出してください。神戸市ホームページ「就学援助のご案内」からダウンロードできます。

「就学援助のご案内」



- ▶ **小学 1 年生の保護者の方へ**

「新入学児童生徒学用品費 入学前支給」を申請し、入学前に援助費の支給を受けた方についても、**2024 年度の就学援助を希望される場合は、この書類であらためて申請してください。**

就学援助の内容(年間予定額)^{※1}

援助費目	支給通知 ※2	対象者	支給時期			合計 (年間予定額)	生活保護世帯 支給項目		
			7月末 または9月末	11月末	2月末				
学用品費 通学用品費	無	小学1年	4,280円	4,200円	3,150円	11,630円	×		
		小学2~6年	5,080円	5,040円	3,780円	13,900円			
		中学1年	8,310円	8,240円	6,180円	22,730円			
		中学2・3年	9,110円	9,080円	6,810円	25,000円			
卒業アルバム代等		小学6年	上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給			11,000円	11,000円	○	
		中学3年				8,800円	8,800円		
校外活動費		小学生	上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給				2,100円	○	
		中学生					3,310円		
体操服費 水泳着費		小学1年		上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給				5,350円	○
		中学1年						5,970円	
新入学児童生徒 学用品費	小学1年	上記支給時期のうち認定通知後の最初の支給日に支給						57,060円	×
	小学6年				3月頃			63,000円	
泊を伴う校外活動費	小学生(参加者)				12月以降 学校別に順次支給			限度 3,690円	×
	中学生(参加者)							限度 6,210円	
修学旅行費	小学生(参加者)				12月以降 学校別に順次支給			限度 22,690円	○
	中学生(参加者)							限度 59,000円	
通学費 ^{※3}	有		学校長が認める者		3月頃		実費額相当		×
自転車通学費 ^{※3} (中学校のみ)			学校長が認める者		3月頃		限度 4,730円		×
体育実技用具費 (中学校のみ)			中学1年の 用具購入者	3月頃		実費(限度あり)		×	
給食費 ^{※3}	無		小学生	現物をもって支給		—		×	
		中学生 (給食申込者のみ)	現物をもって支給		—				
医療費 ^{※3}		対象の病気の児童生徒	学校病医療券の発行		—		○		

※1 年度途中から認定された方の支給額は、年間予定額より少なくなります。

※2 支給通知が「有」の費目については、支給前に明細書を郵送します。

※3 通学費、自転車通学費、給食費、医療費については、神戸市立の小・中学校および義務教育学校に通っている方のみ支給されます。

◇新入学児童生徒学用品費
小学校：4月から認定されている小学1年のみ支給します(入学前支給対象者は除く)。
中学校：小学6年の3月に支給します。ただし、中学1年の4月から新たに認定された生徒は
中学1年で支給します。

◇泊を伴う校外活動費
行事に参加した児童生徒のみ支給します。(小・中学校在籍中に各1回ずつ)
行事の例・・・小学6年の冬季野外活動や中学2年の野外活動

◇修学旅行費
行事に参加した児童生徒のみ支給します。(小・中学校在籍中に各1回ずつ)

◇通学費
学校長が認める交通機関を利用し通学している児童生徒を対象に、合理的及び経済的経路による
実費額相当を支給します。別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇自転車通学費
学校長が自転車通学を認めた生徒に対し、自転車通学にかかる経費の一部を支給します。
別途、届出が必要です。学校へお問い合わせください。

◇体育実技用具費
柔道または剣道の授業を受けている生徒で、用具を学校にて一括購入した場合のみ対象です。
(限度額・・・柔道 7,650円、剣道 52,900円)

◇医療費
(学校病医療券の発行による援助)
むし歯、慢性副鼻腔炎、アデノイド、中耳炎、トラコーマ、結膜炎、
白癬、疥癬、膿痂疹(とびひ)、寄生虫病の治療にかかる自己負担
額を援助します。
医療機関等を受診する前に、学校へ学校病医療券の発行を申し出て
ください。(詳細は、右のQRコードからご確認ください。)

